

平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
「職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業」

報 告 書

社会福祉法人 南高愛隣会
（コロニー雲仙）

目 次

	P
○ 事業実施計画書	3
○ 職業能力評価並びに進路指導等に関する各研究委員会イメージ図	6
○ 各委員会の開催状況	7
○ 委員会名簿	
・ 中央検討委員会	8
・ 中央専門委員会	9
・ 就労支援委員会（長崎）	10
・ 就労支援委員会（佐賀）	11
○ 就労支援委員会（長崎・佐賀）における特別支援学校生の職業能力判定のためのモデル的实践について（まとめ）	
・ 就労支援委員会による客観的評価と適切な進路指導の必要性について	12
・ 就労支援委員会による評価の手順・ねらい	14
・ 特別支援学校に係る就労支援委員会の機能	15
・ 特別支援学校生の就労移行支援事業所における体験利用に関するガイドライン	16
・ 特別支援学校における就労移行支援事業等を利用しての職業評価に関するイメージ図	20
・ サマースクール in 長崎募集要項	21
・ 就労移行事業所体験利用者一覧（長崎・佐賀）	25
・ フェイスシート（保護者記入用、学校記入用）	27
・ サマースクールチェック表	32
・ チェック結果記録表及び取りまとめ	41
・ 職業程度認定（総合評価）（案）	43
・ 総合評価書及び進路指導助言書	46
・ 総合評価書（案）（佐賀県）	70
・ 特別支援学校生における職業能力判定のための就労移行事業所体験利用後の進路状況（予定）一覧	73
・ プロジェクト事業（体験利用）にかかるアンケート	74

○ 就労支援委員会による職業能力判定のあり方等について	
・ 就労支援委員会による客観的評価と適切な進路指導の必要性について	82
・ 就労支援委員会による職業能力の評価・判定のあり方に関する 課題点等について	84
・ 就労支援委員会の役割と意義	85
・ 就労支援委員会における職業能力評価に関する判定実務のあり方等に ついて（案）	87
・ 就労支援委員会（長崎・佐賀）委員からのモデル的実践による意見、 要望等一覧（アンケート集計）	89
・ これまでの中央専門委員会における意見等について	99
・ 保健福祉圏域への職業評価の為のアセスメント実施事業所の指定 の必要性	109
・ 地域障害者職業センター機能の専門的拡充のイメージ図（案）	111
・ 「第2回中央検討委員会」に提出する「佐賀県知事意見」について	117

○ 障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）

都道府県名、市町村名又は特例民法法人等名

社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）

1. 事業実施計画書

①事業名	職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業
②国庫補助所要額 (別紙1のF欄の額)	12,700千円
③事業実施予定期間	平成21年4月1日 から 平成22年3月31日 まで
④事業の具体的内容	(別紙1)
⑤事業の効果及び活用方法	(別紙2)

- (注)
1. 事業ごとに別業とすること。
 2. ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
 3. ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。
 4. 調査事業に関する事業については、別添「調査事業計画書」を添付すること。

(別紙1) ④事業の具体的内容

障害者自立支援法の施行により、今まで入所施設等を利用していた障害者の自己選択がかなえられ、働く場所に出てくる人達が増えてくると予想される。また、職業能力の判定と就労調整・職業進路指導等をケアマネジメントする機関が不備であるがゆえの混乱も予想される。

国も示しているように各機関の「就労支援」のあり方に関する考え方、イメージの不一致等が要因し、それぞれが独自の自己完結的な評価と職業指導がなされ、利用者が希望する次のステップに適正につながっていない実態がある。たとえば、特別支援学校を卒業した人達の内、どの程度の職業能力があれば就労移行支援事業を受けられるのか。B型、又はA型は、2年後、3年後の見直しはどの様に能力判定をするのか。それは誰が実施するのか。基礎自治体はどのような方法で利用者を決定するのか。すでに多くの問題が発生している。

したがってこの事業では専門的で中立・公平な職業評価のあり方と就労支援に関するケアマネジメントの体制（機関）をモデル的に構築することにより、共通した職業能力の評価・判定のあり方、それに基づく進路指導のあり方をモデル的实践を通して開発していくものである。

1. 特別支援学校における進路指導主事及び就労移行支援事業所等におけるサービス管理責任者に進路指導（就労移行）を自己完結的（主観的）に一任するのではなく、中立・公平な立場から専門的、客観的、統一的な職業評価の下、就労調整・職業進路指導等のプロセスを一貫して管理する、チームとしてのケアマネジメント体制（機関）をモデル的に構築する。
2. 特別支援学校生における職能開発として、アセスメント作成から生活訓練と就労移行支援（職業訓練）を組み合わせ、一体的訓練のモデル的实践までを通して、効果的な特別支援プログラムの開発と適正な進路指導のあり方を検証していく。

一、職能判定・進路指導機関のあり方に関する中央検討委員会（全国版・検討会）の設置

（委員）関係団体、全国知事会、全国市長会、高齢者・障害者雇用支援機構、学識経験者等

1. 就労支援ケアマネジメント体制構築の検討

- （1）特別支援学校及び就労移行支援事業所等を指定し、統一的な職業能力判定基準（チェックリスト等）を試行的に活用し、その中身の検証を行う。（評価の共有化）
- （2）ケアマネジメントの実践の中で、適正な職業能力判定基準の確立と次なるステップへの中立・公平な進路指導の為、定期的に中央専門委員会の意見を聞き、その職業進路のあり方を検討する。
- （3）特別支援学校から就労移行支援事業所へ、或は直接、就労継続支援B型事業所へ等の事業種別の進路認定基準を開発する。

2. 中央専門委員会（作業部会）設置により就労に関するケアマネジメント機関の具体的検討と啓発

- （1）就労支援委員会（3か所）の代表者及び有識者で構成する。（基本的に2か月に一回開催）
- （2）モデル3か所からの事業実施状況の課題点等を洗い出し、解決策を見出す。
- （3）進路指導、就労移行支援等からの適切な他のサービスへのステップを図る為の就労支援ケアマ

ネジメントガイドブックを作成する。

(4) 中央検討委員会へ意見書（答申書等）を挙げ提言を行う。

二. 全国モデル3か所を選定し、それぞれに就労支援委員会（地方版・ワーキングチーム）を立ち上げる。

（構成員）障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、相談支援事業所、県、福祉事務所（市町村）

1. ケアマネジメントにおける職能開発の為のモデル事業の実施

(1) 特別支援学校及び就労移行支援事業、就労継続支援A・B型事業所、そして一般企業と提携（指定）し、生活訓練を含めた一体的訓練を実施する。

(2) 更生保護施設及び地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設等からの退所者における職能判定から福祉サービスにつなげる仕組みをモデル的に実施する。

(3) 就労支援のケアマネジメントにおける基礎自治体（市町村）の役割・位置付けをモデル事業を通して明確にする。

(4) モデル事業を通してその効果を検証すると共に、就労支援に関するジャッジの仕組みに反映させる。

(5) 現場レベルでの社会資源を活用した職能開発と評価に関するガイドブックを作成する。

(6) モデル事業における現場の課題点等を中央専門委員会へ挙げ意見具申を行う。

（別紙2）⑤事業の効果及び活用方法

(1) 障害者の能力に関する適正な評価が共有できる。

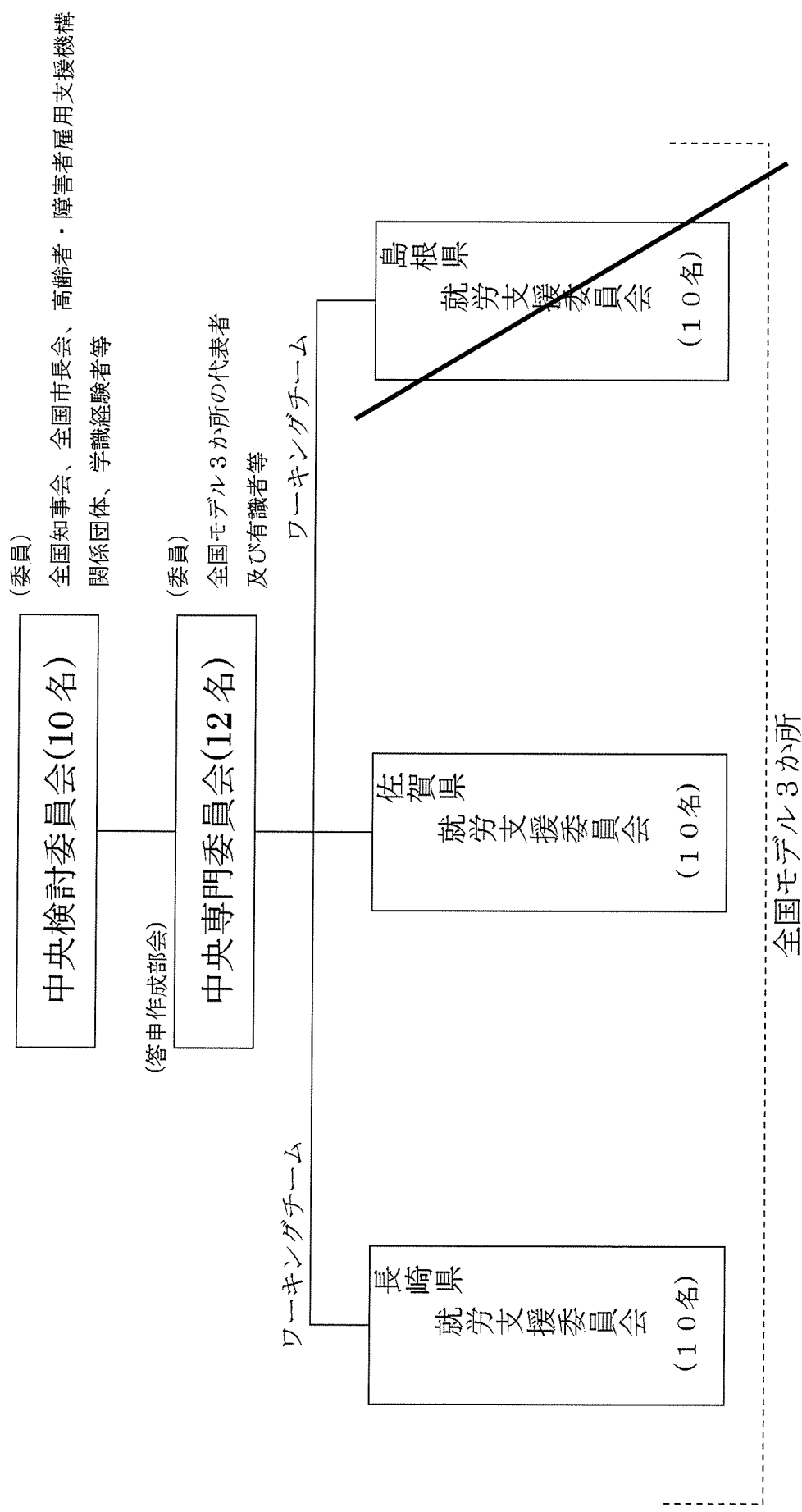
(2) 個々の事業所又はサービス管理責任者の自己完結の評価と進路指導ではなく、専門的で中立・公平の判定が可能になる。

(3) 最初に利用した事業所の独自性でライフステージが決まってしまうのではなく、ケアマネジメント体制により共有化が図られ、適正なステップへ踏み出すことができる。

(4) 一般雇用のみではなく、就労全般を含めた判定基準（進路指導）が共有でき、予想される安易なB型への集中移行が防止できる。

(5) 生活訓練を含む、社会資源を活用した効果的で新たな職業判定の仕組みの導入が可能になり、エンパワメントの視点がケアマネジメントに活かされる。

<職業能力評価並びに進路指導等に関する各研究委員会イメージ図>



就労支援委員 (機関)

障害者職業センター、労働局、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労移行支援事業所、能力開発施設、地域生活定着支援センター、県、福祉事務所 (市町村) 等

各委員会の開催状況

○中央検討委員会

開催済	H21年	
	・ 12月25日	中央検討委員会立ち上げ及び第1回中央検討委員会
	H22年	
	・ 3月23日	第2回中央検討委員会（総括）

○中央専門委員会

開催済	H21年	
	・ 10月 9日	中央専門委員会立ち上げ及び第1回中央専門委員会
	・ 12月11日	第2回中央専門委員会
	H22年	
	・ 2月27日	第3回中央専門委員会（まとめ）

○就労支援委員会（長崎）

開催済	H21年	
	・ 7月13日	就労支援委員会（長崎）事前準備打合せ
	・ 8月 2日	第1回サマースクール in 長崎（8名（島原養護学校4名、
	～8日	虹の原養護学校3名、長大附属特別支援学校1名）
	・ 8月23日	第2回サマースクール in 長崎（10名（島原養護学校2名、
	～29日	虹の原養護学校3名、長大附属特別支援学校1名、佐世保養護学校3名、
		佐賀県うれしの特別支援学校1名）
	・ 10月14日	就労支援委員会（長崎）立ち上げ及び第1回就労支援委員会（長崎）
	・ 11月20日	第2回就労支援委員会（長崎）
	H22年	
	・ 1月15日	第3回就労支援委員会（長崎）
	・ 2月18日	第4回就労支援委員会（長崎）（まとめ）

○就労支援委員会（佐賀）

開催済	H21年	
	・ 7月 9日	就労支援委員会（佐賀）事前準備打合せ
	・ 7月27日	就労移行支援事業所体験利用（佐賀県うれしの特別支援学校4名）
	～8月28日	
	・ 10月13日	就労支援委員会（佐賀）立ち上げ及び第1回就労支援委員会（佐賀）
	・ 11月26日	第2回就労支援委員会（佐賀）
	H22年	
	・ 1月21日	第3回就労支援委員会（佐賀）
	・ 2月16日	第4回就労支援委員会（佐賀）（まとめ）

平成21年度障害者保健福祉推進事業

「職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業における中央検討委員会」

(敬称略)

分類	機 関 名	職 名	委員名
委 員	佐賀県	知事	古川 康
	独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター	担当理事	池田 道郎
	社団法人 全国重度障害者雇用事業所協会	会長	栗原 敏郎
	全国社会就労センター協議会	顧問	星野 泰啓
	全日本特別支援教育研究連盟	理事長	松矢 勝宏
	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	理事長	田島 良昭
助 言 者	法務省 矯正局 少年矯正課	課長	重松 弘
	法務省 保護局 更生保護振興課	課長	西村 穰
	文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課	専門官	美濃 亮
	厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	課長	奈尾 基弘
	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	課長	田畑 一雄
	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活部 勤労者生活課	課長	畑中 啓良

事 務 局	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	常務理事	酒井 龍彦
	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	総務課長	江星 勇

平成21年度障害者保健福祉推進事業

「職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業における中央専門委員会」

(敬称略)

分類	機 関 名	職 名	委員名
委 員	独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター	企画部長	伊藤 昭
	独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター	職業リハビリテーション部指導課長	望月 春樹
	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	事務局長	清水 義恵
	広島国際大学医療福祉学部 医療福祉学科 大学院 医療福祉科学研究科 医療福祉学専攻	教授	関 宏之
	長崎県教育庁 特別支援教育室	室長	古川 勝也
	長崎県福祉保健部 障害福祉課	課長補佐	北御門 修
	佐賀県教育庁 教育政策課	副課長	砂後 典之
	佐賀県健康福祉本部 障害福祉課	副課長	小路 恭史
	北九州障害者就業・生活支援センター	所長	比舗 進
	第三セクター職業訓練法人 長崎能力開発センター	専務理事・所長	阿部 百合子
	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	理事長	田島 良昭
助 言 者	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	常務理事	酒井 龍彦
	法務省 矯正局 成人矯正課	課長補佐	前澤 幸喜
	法務省 保護局 更生保護振興課	専門官	石川 祐介
	文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課	特別支援教育調査官	石塚 謙二
	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	地域移行支援専門官	武田 牧子
	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	就労支援専門官	前野 哲哉
	厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	地域就労支援室長補佐	秋場 美紀子
	厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	地域就労支援室障害者雇用専門官	吉澤 純
	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	課長補佐	田中 浩一
	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活部 勤労者生活課	副主任中央賃金指導官	伊津野 信之
事 務 局	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	常務理事	松村 真美
	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)	総務課長	江星 勇

平成21年度障害者保健福祉推進事業

「職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業における構成機関」

就労支援委員会構成機関一覧

○長崎県

(敬称略)

分類	機 関 名	役 職	委 員
労働機関	長崎労働局	地方障害者雇用担当官	酒井 重信
	長崎障害者職業センター	主任障害者職業カウンセラー	鷹居 勝美
	長崎能力開発センター	専務理事・所長	阿部 百合子
県行政機関	長崎県福祉保健部 障害福祉課	課長補佐	北御門 修
	長崎県教育庁 特別支援教育室	指導主事	分藤 賢之
特別支援学校	長崎県立佐世保養護学校	進路指導主事	坂本 務
	長崎県立島原養護学校 高等部	進路指導主事	上田 文啓
市町村行政	佐世保市	障がい福祉課 主査	中村 中
	諫早市	障害福祉課 参事補	田平 佳代子
	島原市	福祉課 課長補佐	湯田 喜雅
福祉事業所	鈴田の里学園	支援課長	芦塚 泰三
	さんらいず	管理者・サービス管理責任者	田坂 嘉朗
	わーくかんまち	管理者	横田 登志広
	はぴねす佐世保	管理者	山下 早苗
	障害者就業・生活支援センターけんなん	所長	森田 和富
実施主体	社会福祉法人 南高愛隣会	常務理事	酒井 龍彦

事務局	社会福祉法人 南高愛隣会		江星 勇
-----	--------------	--	------

平成21年度障害者保健福祉推進事業

「職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業における構成機関」

就労支援委員会構成機関一覧

○佐賀県

(敬称略)

分類	機 関 名	職 名	委 員
労働機関	佐賀労働局	地方障害者雇用担当官	熊谷 久良
	佐賀障害者職業センター	主任カウンセラー	濱田 奈留実
県行政機関	佐賀県健康福祉本部 障害福祉課	副課長	小路 恭史
	佐賀県教育庁 教育政策課	副課長	砂後 典之
特別支援学校	佐賀県立うれしの特別支援学校	進路指導主事	末永 茂寿
市町村行政	嬉野市	福祉課 主任	荒川 浩二
	武雄市	福祉課 障がい・福祉係 主事	八坂 亜希子
	鹿島市	社会福祉係 主査	山下 ひろみ
福祉事業所	かがやきの丘	生活支援員	下村 康典
	Team	就労支援員	戸坂 晋
	アメリカパン	管理者	武藤 和子
	あたつく	管理者	森元 義光
実施主体	社会福祉法人 南高愛隣会	常務理事	酒井 龍彦

事務局	社会福祉法人 南高愛隣会		江星 勇
-----	--------------	--	------

就労支援委員会による客観的評価と適切な進路指導の必要性について

就労支援委員会（長崎・佐賀）

1. 全国の就労移行支援事業所から一般雇用された人の割合は、14.4%であり、就労移行支援・就労継続支援以外の施設の平均は 0.9%である。含めての全体平均が 1.4%と低い数値が続いている。（平成 20 年 4 月現在、厚生労働省障害福祉課調べ）

この就労移行支援の 14.4%の数値も単独型事業所のみの数値であり、生活介護及び就労継続 B 型等との多機能事業所を含めると、もっと低い就職率になることが濃厚である。（多機能による専門性の低下＝職業能力のバラツキ・混在によるトレーニングの中身の低下）

2. 現在、就労移行支援・就労継続支援以外の施設、つまり新体系に移行していない福祉施設数が圧倒的に多く、就職率の全体平均の数値（1.4%）の低さの一因になっている。

新体系事業への移行率で言うと、入所授産が 25.11%、入所更生 30.14%、通所授産 39.84%、通所更生 44.7%で、全体の移行率が 39.69%である。特に授産系（就労系）の旧法施設の新法移行が進んでいない。

今後、この就職割合が低い多数の旧法施設が雪崩れ込むように、基本的に能力、適性、特性、発達段階等に種別された新体系事業に移行してくると考えられる。

移行後の各々の新体系事業所の専門性を考えると、職業評価等による適切な利用がなされないと福祉事業所が専門的、効果的に機能しなくなることが考えられる。

3. 就労移行支援事業は基本的に 2 年間の有期限となっている。ただし、その理由（意見書）と延長の支援計画によっては、1 年間の延長（再利用）が認められる。それを判断する基礎自治体においては、対象者の職業能力と職業訓練等に関するノウハウが全く無く、福祉事業所からの延長願いに対して、支給決定上、客観的な判断基準を有していないのが実情である。

また、適正な利用につなげることを目的に最初の利用の 2 か月間（暫定支給期間）はアセスメント期間になっているが、ほとんどのケースが継続利用となっている。その判断も福祉事業所任せになっており、客観性にかける。これも判断材料とする客観的な職業能力判定機関がない為に、福祉事業所又は、本人、家族の希望が最優先になり、機能と能力のミスマッチが生じることになる。

また、就労支援の第三者的なマネジメント機関がない為に福祉事業所は「機能の専門性」「適正な利用」よりも「利用者確保」を優先することにつながる。

4. 全国の特別支援学校高等部、平成20年3月卒業者の状況では、知的障害者で言うと、10,631人中、2,886人が就職を果たしている。割合は27.1%となっている。教育訓練機関入学者が308名で2.9%、そして社会福祉施設入所・通所者が6,855人で64.5%。その他が500人で4.7%となっている。（文部科学省調べ）

つまり、推定される事として、全卒業者の約27%弱の人達が障害者職業センターによる職業評価を受けていると考えられる。しかし、その倍以上の約70%の人達は、職業評価を受けずに福祉的就労等に進んでいることも推定される。

高等部からの就職率が27.1%、福祉施設全体平均の就職率が1.4%である。支援の連続性、協働性が不足しており、特別支援学校（高等部）は高い就職率を目標に一般雇用を目指し、その他、大多数の福祉的就労者については、客観的評価なしに、福祉事業所の考え方に一任するという構図になっている。

したがって効果的な支援の継続性を担保するためにも、教育・福祉・労働の関係者におけるツールとしての職業評価・判定とチェックリスト等が必要と思われる。

また今後は、特別支援学校（高等部）においては、就職率と同時に定着率にも力点をおくことが求められてくる。定着率が良くない場合は、就労移行支援事業所等の就労支援の専門性の向上が望まれる。また就労移行支援事業所の専門性に信頼感がないと特別支援学校は定着率よりも就職率に着目し、「できるだけ一般就労へ」と、連携よりも自己完結的な部分が出てくる。

したがって就労移行事業所等の機能の向上を考えると、ある程度一定の職業能力を有した者の受け入れが重要であり、その基準となる中立・公平な客観的な評価・判定は必要不可欠となってくる。今後も「就労」が制度の柱であるならば、評価・判定のための協働体制と機関の設置が求められる。

就労支援委員会による評価の手順・ねらい

① 特別支援学校からのフェイスシートに基づいた個人情報の報告



目的

- (1) 本人の家庭及び学校での状況背景を知る。
- (2) 本人及び家庭のニーズを知る。
- (3) 福祉事業所の体験利用に至った経緯を知る。

② 体験利用先福祉事業所による体験利用時評価



目的

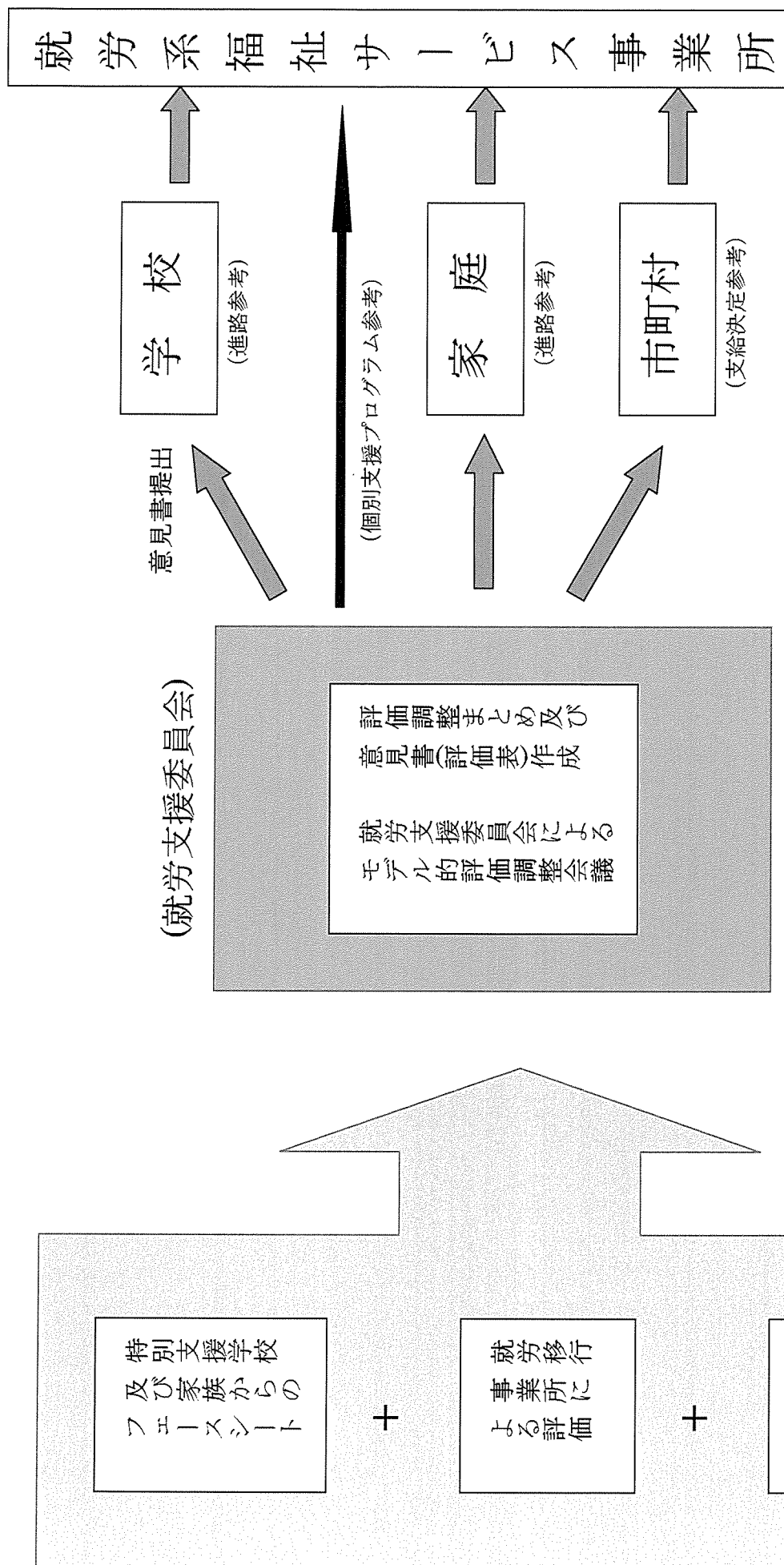
- (1) 実際的な訓練の状況を知る。
- (2) 本人の評価・項目別・全体像を知る。
- (3) 本人及び家庭のニーズを知る。(アセスメント実施)

③ 障害者職業センターによる職業評価の報告

目的

- (1) 専門的見地からの職業面の適性を知る。
- (2) 本人の職業的方向付けを客観的に探る。
- (3) 今後の個別支援計画の参考とする。(マネジメント)

＜特別支援学校に係る就労支援委員会の機能＞



特別支援学校生の就労移行支援事業所における体験利用に関するガイドライン (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

<ねらい>

自立支援法上では、「就労」が大きな柱となっていますが、その為に今後、重要になってくるのが、就労関係福祉事業所の事業種別に即した専門性の向上と、教育機関から適正な福祉サービスの利用につなぐ為の第三者機関による専門的な職業評価機能の整備と進路指導のあり方であると思われます。

本プロジェクトは、上記の事をモデル的な実践を通して、その効果を検証し、教育から福祉への新たな実効性のある仕組み作りと、個々の能力に応じた、職業的自立の増進を図ることが目的であります。具体的な実践内容としては、在学中からの就労移行支援事業所での体験利用と評価機関である「就労支援委員会」(仮称)の立ち上げとなります。

本プロジェクトが一定の成果を得て、国が期待する就労支援に関する新しいケアマネジメント体制の制度的な取組みへと発展していく為には各関係機関の本プロジェクトに対するご理解とご協力が不可欠であります。

また、本プロジェクトを支障なく効果的に進めていく為には、実務上の統一したガイドラインを設けることが重要だと考えます。したがって、下記のガイドラインを共有し、効果的に取り組んでいきたいと考えます。

◎ガイドライン

<本人・家族>

- ・ 就労移行支援事業所の暫定支給の決定を受ける為の申請を行う。
- ・ 体験利用の希望、申請の際には在籍する特別支援学校に報告、又は相談を行う。
- ・ 体験利用の目的は、客観的、専門的な職業評価を受けることであり、卒業後の進路を考える際の一つの指標とするもので、決して、当該就労移行支援事業所の利用につなげるものではない。ただし、評価の結果次第で利用する場合はある。
- ・ 体験利用については、夏休み等の学校が休みの期間の利用に限定する。また、利用日数については、7日間以上、2か月以内の暫定支給期間である。
- ・ 体験利用完了後(暫定支給期間終了時)に受給者証を当該福祉事務所へ返納する。

<特別支援学校>

- ・ 保護者(家庭)の責任の下、体験利用を実施するが利用については本人・家族と相談、又は調整を行っていただく。
- ・ より適正な評価につなげる為、所定のフェイスシート(別紙 アセスメント票)に体験利用者の現状を記入していただく。(場合によっては就労移行事業所がアセスメントを行う。)
- ・ 体験利用後の評価については、進路指導等に活用していただく。

＜市町村行政(福祉事務所)＞

- ・ 就労移行支援事業の暫定支給の決定
- ・ 卒業後の福祉サービス(訓練等給付)の支給決定の際に参考にさせていただく。
- ・ 体験利用後の評価の結果次第で、卒業後直ぐの就労継続支援 B 型事業の支給決定を認めていただく。
- ・ 卒業後の支給決定の参考とするが、評価の結果と本人・家族又は学校側の意向が異なる場合は、個別協議の上、サービス支給の内容を決めていただくが、その際は、本人の希望、意欲を尊重していただく。
- ・ 卒業後、同じく就労移行支援事業を支給する場合は、他の通常の支給決定方法に準ずる。

＜障害者職業センター＞

- ・ 学校側からのフェイスシート(アセスメント票)及び就労移行事業所が行う体験利用後の評価を基に、客観的、専門的な評価をしていただく。
- ・ 体験利用を行ったもので、就労支援委員会での協議の結果、必要であれば職業センターにて職業評価を行っていただく。

＜就労移行支援事業所＞

- ・ 体験利用担当職員の指名
- ・ アセスメントの実施(別紙 フェイスシートを利用)
- ・ 体験利用の受入調整
- ・ 体験利用後の評価(別紙 チェックリスト)

＜労働局・県障害福祉課・県教育庁＞

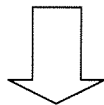
- ・ 効果的なアセスメント事業の確立に向けた助言、アドバイス
- ・ 本プロジェクト(職業評価等の就労支援ケアマネジメントの構築)の効果、あり方の検証

＜社会福祉法人南高愛隣会＞

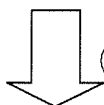
- ・ 本プロジェクトの総括、事務局
- ・ 就労支援委員会の開催
- ・ 体験利用の全体調整
- ・ 国への報告書(まとめ)の作成、提出

<利用手順>

- ① 特別支援学校側から本人・家族へ情報提供し、利用希望を募っていただきます。
(学校側からの個別の利用打診もあります。)

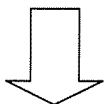


- ② まず、利用希望の方は、本プロジェクト事務局(TEL0957-77-3600 江星)へご連絡下さい。(サマースクールの場合は、お手数ですが申込書及び、調査書を送付して下さい。)

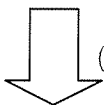


(学校の先生、家族からの連絡)

- ③ 本プロジェクトから居住地の福祉事務所へ福祉サービス申請予定の連絡を入れます。
(手続きが円滑に進むように、まず連絡を)

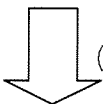


- ④ 別紙の本プロジェクト用の福祉サービス受給申請書を持参して、福祉事務所へ出向いてください。(別紙)



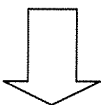
(暫定支給決定)

- ⑤ 利用事業所の職員がアセスメント(聞き取り調査)に学校又は、家庭に出向いて行きます。
(又は、利用事業所に来ていただきます。)フェイスシートを基にアセスメントの会議

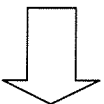


(アセスメント事業実施)

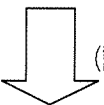
- ⑥ 利用契約を結びます。(利用開始日が決まります。)また、個人情報の同意書も結びます。
(別紙)



- ⑦ オリエンテーション・利用開始(一週間以上)

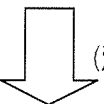


- ⑧ 利用終了。就労移行事業所によるチェックリストに基づく評価。
受給者証を福祉事務所へ返納します。(生活系事業所利用の場合は、生活面も評価します。)



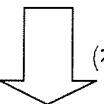
(評価表提出)

- ⑨ 就労支援委員会による総合評価(障害者職業センターによる職業評価を体験利用後、受ける場合があります。)



(活用)

- ⑩ 特別支援学校での進路面談等の一つの参考材料にして頂きます。(本人の希望も尊重)



(福祉事務所においては支給決定の参考)

- ⑪ 卒業後、一般就労の場合は各圏域の就業・生活支援センターへ早めの登録をお願いします。(登録希望の場合)

体験利用並びに就労支援委員会における個人情報使用同意書

私の個人情報及び職業評価の結果については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

私が職業能力の客観的な評価を受ける為に、就労移行支援事業所及び就労支援委員会等の関係機関への情報が必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内とし、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう注意を払うこと。
- ②個人情報の内容については、適正な職業評価と進路指導等につなげる際に最低限必要な範囲の情報とする。

3. 使用する期間

体験利用から就労支援委員会による評価調整会議までの必要な期間とする。

4. 使用する個人情報

- ①就労移行支援事業所体験利用における職業評価
- ②地域障害者職業センターにおける職業評価

就労支援委員会 様

平成 年 月 日

本人（私） 住 所

氏 名

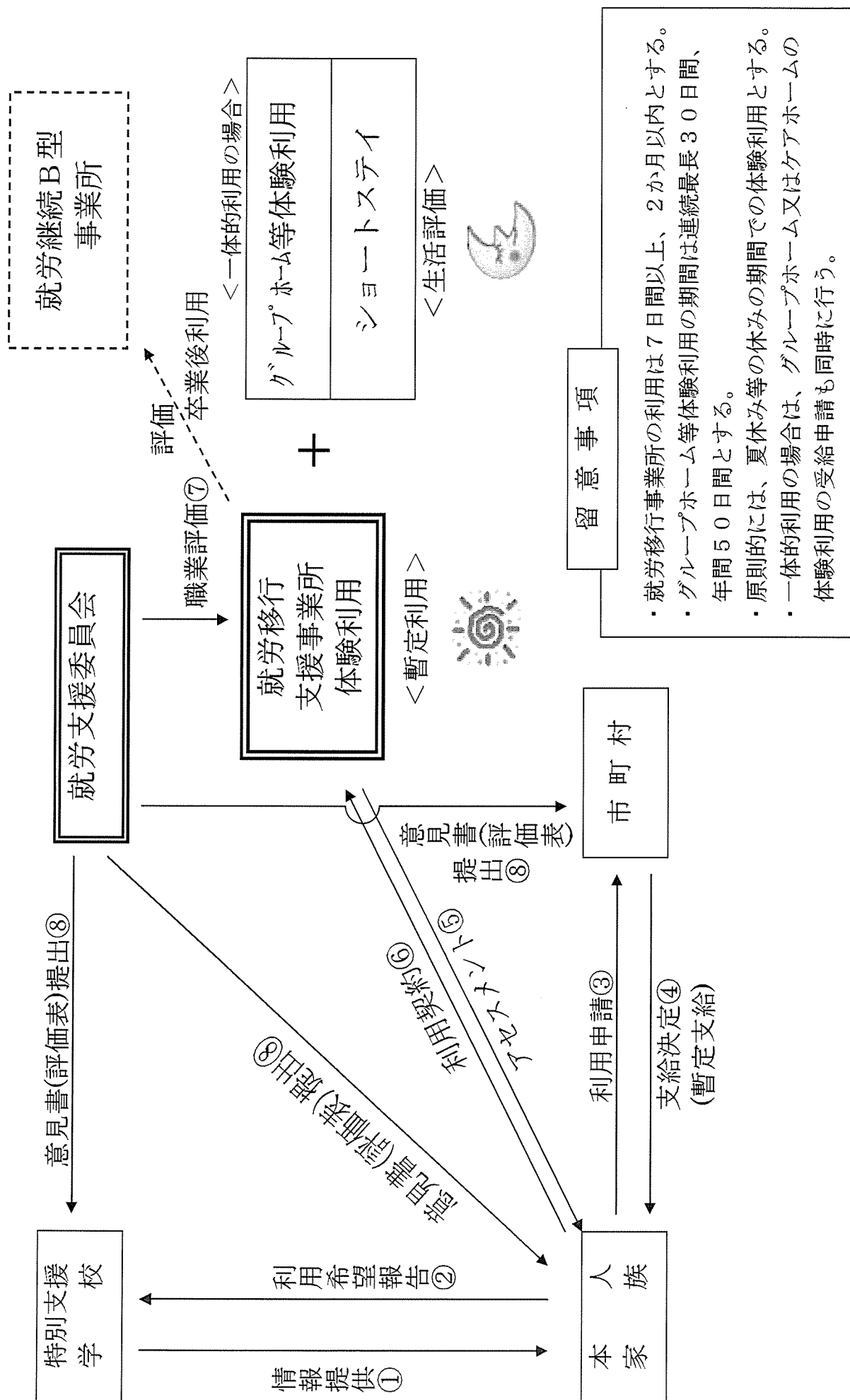
印

保護者等 住 所

氏 名

印

＜特別支援学校における就労移行支援事業所等を利用しての職業評価に関するイメージ図＞





サマースクール in 長崎 募集要項

この夏、長崎の地で思い出に残る体験を!!

養護学校（特別支援学校）高等部の学生を対象に、夏休み期間を利用して、「はたらく」ことの体験を当法人内の障がい福祉サービス（就労訓練をメインに）を利用し行います。

さらに親元を離れて生活をするという宿泊体験や仲間同士で支えあって生活することを学んでもらうことを目的に、下記の通りサマースクールを開催します。



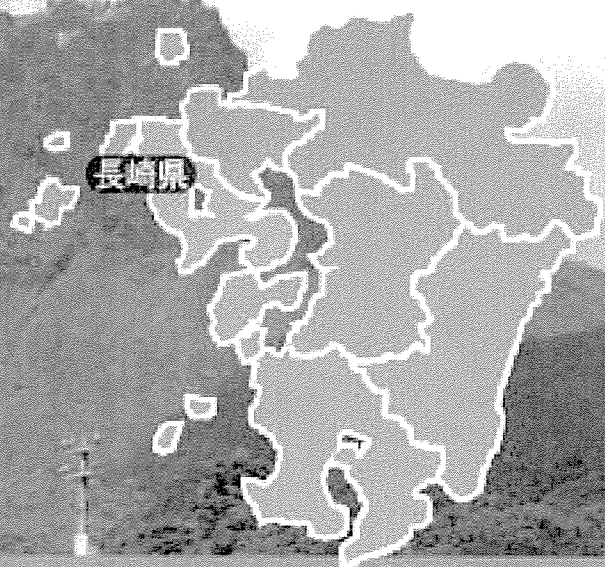
実際に「はたらいて」みたい!



「グループホームで暮らす」って難しいの?



色々な仲間と交流したい!



第1回 8月2日(日)～8日(土) 7日間
第2回 8月23日(日)～29日(土) 7日間



社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙)

point

1

地域移行を果たした福祉事業所でのサマースクール

社会福祉法人南高愛関会(コロニー雲仙)では、開所以来30年に亘って、地域という「ふつうの場所でふつうの暮らし」の実現に取り組んできました。現在は、障害者自立支援法へ移行し、数多くの利用者が地域で生活を送っています。

実際に利用されている福祉事業所を活用しての「地域生活」や「はたらく」ことが体験いただけます。

point

3

プログラム終了時に就労訓練と宿泊体験の中間を行います。

サマースクール終了時には、就労訓練と宿泊体験の中間表をお渡しいたします。

現状を把握していただくことで、「はたらく」こと「地域で生活すること」という目標に向っての、より具体的なイメージをつかんでいただけたらと思います。

就労訓練

コロニー雲仙での就労訓練や色々な就労体験を通じて、一般就労に向けてのアセスメント(評価)を実施いたしますので、その後の進路選択に役立てていただけます。基礎訓練、体育訓練、職業学習や、食品製造業、農業などの就労体験を行います。

利用事業所



□ わーく・かんまち
(就労移行支援)
長崎県諫早市



□ わーく・うんぜん
(就労移行支援)
長崎県雲仙市

地域資源を活用し、グループ実習と個別実習という段階的な職場実習によって就職へ結びつけていきます。

宿泊体験

「グループホーム・ケアホーム」と「ショートステイホーム」の専用居室を使って、親元から離れての自立した生活を体験します。

スタッフの支援付での実質的な生活訓練になります。必要な方には、入浴介助、投薬管理も行いますので、安心してご利用いただけます。

利用事業所



全室、個室です。

● グループホーム・ケアホームでの体験利用制度の活用

- 白山ホーム(島原市)
- 立川ホーム(諫早市)
- 緑ヶ丘住宅(雲仙市)
- ほほえみホーム(諫早市)

● 短期入所事業(ショートステイ)の活用

- 花(ショートステイ)(雲仙市)
- 諫早通勤寮(ショートステイ)(諫早市)

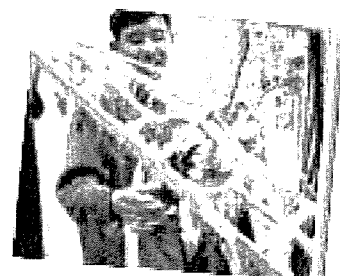
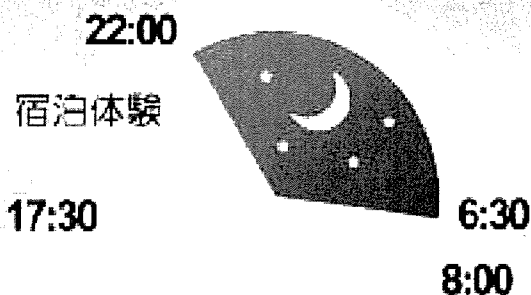
※ 日中活動及び宿泊場所については、事前調査書を参考に、決めさせていただきます。

一日の流れ

宿泊体験	6:30	起床、洗面、掃除	就労体験
	7:30	朝食準備、朝食、片付け 健康チェック 出勤	
	※ 日中活動場所によって、出勤方法が異なります。徒歩、送迎の便利用、公共機関利用等、個別に対応します。先輩達も一緒です。		
就労体験	8:00	お仕事開始	
	12:00	昼食 ※ 就労継続支援A型事業所のお弁当が届きます。	
	13:00	午後のお仕事開始	
	15:00	休憩	
	15:30	お仕事再開	
宿泊体験	17:00	お仕事終了、反省会、評価	
		退勤(移動方法は出勤と同様)	
	17:30	帰ホーム、洗濯物の取り込み、 食事準備	
	18:30	夕食 ※ 宅食サービスを利用しております。簡単な調理は自分達で行います。	
		片付け	
	入浴、洗濯(干すまで)、出勤準備 仲間との団らん、自由時間 生活評価、洗面、歯磨き、 就寝準備		
22:00	就寝 ※ 宿直付きですのでご安心下さい。		



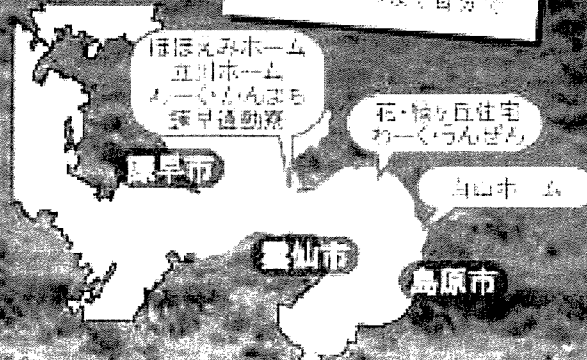
みんなでお食事をしよう



送迎は年4回まで自分で



出勤と退勤の準備



	お子様	ご家族
日	15:00 花(雲仙市)又はブルースカイ(諫早市)に集合 オリエンテーション 17:00 宿泊場所へ移動、生活訓練スタート	15:00 花(雲仙市)又はブルースカイ(諫早市)に集合 オリエンテーション 17:00 お子様の宿泊場所を見学後、遊学の館(宿泊先)へご案内します(解散)
月	日中訓練スタート・生活訓練	9:30～11:00 花(雲仙市)又はブルースカイ(諫早市)に集合 各事業所、各ホーム見学 11:00～12:00 講話「自立訓練事業、就労移行支援事業について ～働くを考える～」
火	日中訓練・生活訓練	
水	日中訓練・生活訓練	
木	日中訓練・生活訓練	
金	日中訓練・生活訓練	
土	9:00 反省会、荷物の整理 13:30 花(雲仙市)又はブルースカイ(諫早市)に集合 13:30～14:40 評価・説明 15:00 終業式 解散	13:30 花(雲仙市)又はブルースカイ(諫早市)に集合 13:30～14:40 評価・説明 15:00 終業式 解散

募集要項

[期間・募集定員]

第1回 2009年8月2日(日)～8日(土) 7日間 10名

第2回 2009年8月23日(日)～29日(土) 7日間 10名

[参加費用] (①②③の合計)

①食費	+	②福祉サービス利用料	+	③諸経費
朝食420円 昼食460円 夕食630円		・就労訓練事業所利用料:就労移行支援事業の利用料(1割負担)×日数(6日間) ・宿泊体験事業利用料:体験利用・ショートステイ事業の利用料(1割)		5,000円程度 (傷害保険加入、光熱水費含む)

※ 制度の活用や料金については参加決定後、個別にご連絡致します。

[参加対象者]

養護学校(特別支援学校)高等部の学生で、「はたらく」希望があり、かつ仲間との共同生活を体験してみたいと思う方。併せて保護者の同意がある方。
ご家族の送迎が可能な方。

[参加申込み期限]

2009年6月25日(木)必着

[参加者選考・結果について]

参加決定通知は7月初旬頃別途発送いたします。参加者多数の場合は、ご希望に沿えない場合もあります。

参加が決定された方へは、制度の利用方法等も含め、後日詳しくご説明いたします。

[参加申込み手続き]

参加申込み書・事前調査書を下記連絡先まで郵送下さい。



社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙) 法人事務局

〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572

TEL 0957-77-3600(担当:江星、前田スマ子) FAX 0957-77-3966

就労移行事業所体験利用者一覧(長崎)

	氏名	学校名	学年	区分	区分の有効期間	種別	決定期間
1	A	島原養護学校	3年生	区分3	H21.8.1～ H24.7.31	共同生活介護 就労移行支援	H21.8.23～H21.8.29 H21.8.23～H21.8.29
2	B	島原養護学校	3年生	区分2	H21.8.1～ H24.7.31	短期入所 就労移行支援	H21.8.1～H22.7.31 H21.8.2～H21.8.8
3	C	島原養護学校	3年生	区分2	H21.8.1～ H24.7.32	短期入所 就労移行支援	H21.8.1～H22.7.31 H21.8.2～H21.8.8
4	D	島原養護学校	3年生	区分2	H21.8.23～ H24.8.31	短期入所 就労移行支援	H21.8.23～H22.8.31 H21.8.23～H22.8.31
5	E	島原養護学校	3年生	区分2	H21.8.1～ H24.7.31	短期入所 就労移行支援	H21.8.2～H21.8.8 H21.8.2～H21.8.8
6	F	島原養護学校	3年生	区分2	H21.8.1～ H24.7.31	短期入所 就労移行支援	H21.8.2～H21.8.8 H21.8.2～H21.8.8
7	G	虹の原養護学校	3年生	区分2	H21.6/24～ H24.6/30	共同生活介護 就労移行支援	H21.8/2～H21.8/8 H21.8/2～H21.8/8
8	H	虹の原養護学校	3年生	区分1	区分1なので有 効期間がないと 長崎市の回答	共同生活援助 就労移行支援	H21.8/23～H21.8/29 H21.8/23～H21.8/29
9	I	虹の原養護学校	3年生	区分1	H21. 8/1～ H24. 7/31	共同生活援助 就労移行支援	H21.8/1～H21.9/30 H21.8/1～H21.9/30
10	J	虹の原養護学校	3年生	区分1	H21. 8/1～ H21. 8/31	共同生活援助 就労移行支援	H21.8/1～H21.8/31 H21.8/1～H21.8/31
11	K	虹の原養護学校	3年生	区分2	H21.5.29～ H22.5.31	共同生活介護 就労移行支援	H21.8.2～H21.8.8 H21.8.2～H21.8.8
12	L	虹の原養護学校	3年生	区分1	H21.8.5～ H24.8.31	短期入所 就労移行支援	H21.8.23～H21.8.31 H21.8.23～H21.8.31
13	M	佐世保養護学校	3年生	区分1	H21. 11/6～ H24. 11/30 ※まだ17歳のた め、区分が発生す るのは誕生日以降	短期入所 就労移行支援	H21.7/21～H21.11/4 H21.8/23～H21.8/31
14	N	佐世保養護学校	3年生	区分2	H21. 11/5～ H24. 11/30 ※まだ17歳のた め、区分が発生す るのは誕生日以降	短期入所 就労移行支援	H21.8.23～H21.11.3 H21.8.23～H21.8.31
15	O	佐世保養護学校	3年生	区分1	H21. 10/1～H 24. 9/30	短期入所 就労移行支援	H21.8.23～H21.8.29 H21.8.23～H21.8.29
16	P	長六付属特別支援学校	3年生	区分3	H21.8/19～ H24.8/31	短期入所 就労移行支援	H21.8/23～H21.8/29 H21.8/23～H21.8/29
17	Q	長六付属特別支援学校	3年生	区分2	H21.8/1～ H22.12/31	短期入所 就労移行支援	H21.8/1～H21.9/30 H21.8/1～H21.9/30
18	R	ういしの特別支援学校	3年生	区分1	H21.8.23～ H24.7.31	共同生活援助 就労移行支援	H21.8.23～H21.8.29 H21.8.23～H21.8.29

就労移行事業所体験利用者一覧(佐賀)

	氏名	学校名	学年	区分	区分の有効期間	種別	決定期間
1	S	うれしの特別支援学校	3年生			就労移行支援事業所	8/1～9/30
2	T	うれしの特別支援学校	3年生			就労移行支援事業所	7/27～9/26
3	U	うれしの特別支援学校	2年生			就労移行支援事業所	7/27～9/26
4	V	うれしの特別支援学校	3年生			就労移行支援事業所	7/27～9/26